

平成22年7月5日

各位

全国仮設安全事業協同組合 関東支部

仮設安全監理者資格取得講習会 開催のご案内

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、墜落・転落による建設労働災害が依然として多発していることから、厚生労働省は、「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」報告書を踏まえ、労働安全衛生規則を一部改正し今年の6月1日から施行するとともに、労働安全衛生部長発出の通達により、足場の点検について規制及び指導を加えることとしました。(次頁「足場点検に関する義務と指導」を参照)

つきましては、この度、下記の要領で仮設安全監理者資格取得講習会を開催することと致しましたので、ご案内申し上げます。

仮設安全監理者資格を取得されますと、仮設安全監理者センターのホームページに、企業名・事業所連絡先等(個人名の掲載はご本人のご承諾を得てからとなります)が掲載されるとともに、点検を実施した現場への仮設安全監理者名・所属会社名等を記載した、当センター認証の看板「足場安全点検履歴の証」(有料)の掲出により、足場点検を推進する企業であることを広くPRすることができます。

また、仮設安全監理者による足場の安全点検には、**賠償責任保険**(点検の瑕疵が原因で第三者に与えた対人・対物損害の賠償責任をてん補する保険。限度額：対人対物共通1人1億円・1事故5億円)と**傷害保険**(点検が原因で点検者自身が死亡し、又は重度の後遺障害を負った場合の保険。限度額：500万円)が付保されており、万一の場合にも備えています。

リスクマネジメントやCSR等、「安全・安心」に配慮した企業が求められている昨今、健全な企業経営の一助にもなるものと考えております。ぜひご参加をご検討下さい。

敬具

— 記 —

- 1 開催日時：平成22年10月27日(水) AM9:30~PM7:00
(受付はAM9:15より)
- 2 開催場所：横浜情報文化センター7階 大会議室(横浜市中区日本大通11番地)
- 3 受講資格：下記の①~⑥の資格のうち、いずれかを取得されている方。
①計画作成参画者 ②足場の組立て等作業主任者
③建築士(一級・二級・木造) ④建築施工管理技士(一級・二級)
⑤土木施工管理技士(一級・二級) ⑥技術士・技術士補(建設部門)
注) 仮設事業に係る製造、販売(含むリース・レンタル)、また足場材を自社保有されての仮設工事業等、足場関係を主たる事業とされている事業者の方は、当組合にご加入下さい。
- 4 定員：30名(最小催行人員：20名)
※ 申込者20名未満の場合には、延期させていただきますので、予めご了承下さい。なお、その際には全額ご返金させていただきます。

- 5 申込要領:大変お手数ですが、まずは別添の申込書をファックスにてお送り下さい。その時点で仮申し込みとさせていただきます。別途、次の(1)～(3)の書類を締切日までに郵送のほどお願い致します。
- (1) 申込書 (別添)
 - (2) 写真2枚 (縦3cm×横2.5cm)
※ 裏面に必ず会社名及びご氏名をご記入ください。
 - (3) 受講資格となる公的資格を証明する書面の写し
- 6 締切日:平成22年10月20日(水)
- 7 受講料:¥18,000-
※ 一旦お納め頂いた受講料はご返金できませんのでご了承下さい。
- 9 払込方法:下記の口座へ受講料をお振込ください。なお、振込手数料は貴社にてご負担願います。(領収書の発行は省略させていただきます)
- ・ 振込先口座:商工組合中央金庫 本店(営業部)
 - ・ 普通預金:NO.1034103
 - ・ 口座名義:全国仮設安全事業協同組合 関東支部
 - ・ 払い込み期限:平成22年10月22日(金)
- ※大変お手数ですが、ご入金手続きの完了後、「口座振込明細書」に受講者名をご記入の上、ファックスにてお送り下さい。
- 10 お申し込み・お問い合わせ先
全国仮設安全事業協同組合 関東支部 (担当:佐久間/川村)
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 日本橋SKビル
TEL:03-3639-1571 FAX:03-3639-3980

【足場点検に関する義務と指導】

◆ 点検結果の保存について

足場の組立て・変更時に点検を行い、注文者及び事業者は足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、点検結果を保存する。(規則改正による義務化)

◆ 点検の実施者について

労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組み立て等作業主任者能力向上教育を受講している等、十分な知識、経験を有する者が行う。(厚生労働省安全衛生部長の指導通達)

※ 仮設安全監理者は、「十分な知識、経験を有する者」に該当する者として、厚生労働省が明言されている資格です。

◆ 点検表について

使用する足場の種類・機材に応じた、点検者の職氏名を記入できる点検表を作成して点検を行う。(厚生労働省安全衛生部長の指導通達)

※ 点検に際しては、仮設安全監理者専用の機材類別チェックリスト(80種類)をご使用下さい。(平成12年度から70,000件超の現場で、足場の安全点検に使用)

仮設安全監理者資格取得講習会カリキュラム

9:15～ 9:30 受 付

9:30～11:00 導入研修

- ・ 墜落・転落による建設労働災害の現状と要因
- ・ 改正労働安全衛生規則について
- ・ 国土交通省建設工事事務事故防止重点対策について
- ・ 手すり先行工法の組立・解体実演及び安全点検のポイント

11:00～12:30 養生基礎 (テキスト 第4章)

(昼食・休憩)

13:30～15:00 足場の基礎知識 (テキスト 第5章)

15:00～16:00 専用足場 (テキスト 第6章)

16:00～16:30 筆記試験 (第4、5、6章)

16:30～17:30 システム足場 (テキスト 第7章)

17:30～18:30 建て方足場 (テキスト 第8章)

18:30～19:00 筆記試験(第5、7、8章)

※ 筆記用具・電卓をご用意下さい。

